

広島県告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市東城町受原字榎ノ前山五二二一の一、五二二三、五二二四の一、五二二五の一、五二二七の二、五二二八の二、五二二九の一から五二二九の三まで、五二三〇の一、五二三〇の二、五二三一、五二三二の一、五二三五の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）